

第三次京都府戦略的地震防災対策指針 新旧対照表

頁	旧	新
10	<p>⑦ 地震災害危険箇所における対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点<u>ため池 (625 箇所 (R1.5))</u> のハザードマップを作成するとともに、<u>要対策箇所 (70 箇所)</u> の整備を推進する。 	<p>⑦ 地震災害危険箇所における対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災重点<u>農業用ため池 (613 箇所 (R4.3))</u> のハザードマップを作成するとともに、<u>集中的かつ計画的に、改修すべきため池 (40 箇所程度)</u> の整備を推進する。
10	<p>⑦ 地震災害危険箇所における対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地 (1,278 箇所) のマップを公表 (H28) しており、大規模地震が発生した場合、避難地・避難路や河川等への影響が想定される箇所や規模が大きい造成地から造成年代を記載した台帳を整備し、二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する。 	<p>⑦ 地震災害危険箇所における対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地 (1,278 箇所) のマップを公表 (H28) しており、大規模地震が発生した場合、避難地・避難路や河川等への影響が想定される箇所や規模が大きい造成地から造成年代<u>や現地状況の調査結果を基とした二次スクリーニングの優先度</u>を記載した台帳を整備し、二次スクリーニングの基礎資料や災害の予防保全等に活用する。